

第 4 6 号議案

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の調整手当及び通勤手当の額は、足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 5、6 月及び 1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 5 を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

（ 1 ） 基準日（給与条例第 2 9 条第 1 項に規定する基準日をいう。）
における給料月額に調整手当の月額を加えた額

（ 2 ） 前号の額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額

（ 3 ） 給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

教育長の期末手当の額の算定方法を規定する必要があるので、この条例案を提出いたします。